

## 理由

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、電子情報処理組織による処理の対象となるべき輸出入等関連業務の範囲を定める等、関係政令の整備を行うとともに、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の代表取締役選定等の決議の認可等に関する経過措置を定める必要があるからである。